入学前の既修得単位の取扱いについて【平成10年改正法下での取り扱い】

|  |  |
| --- | --- |
| 免 許 状 の 種 類事例（取得希望教科に対し） | 平成10年改正免許法施行規則（平成10年7月1日以降） |
| 中学校教諭一種免許状 | 高等学校教諭一種免許状 |
| 教職に関する科目 | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科に関する科目 |
| 大学 | 1 | 出身学科等の課程認定が同一の学校種・教科の認定大学の場合 | ・出身大学の単位を使用し、不足分を転入先大学により補う　　　　又は・免許法施行規則第10条の7適用により認定（平成10年7月1日以降認定可） |
| 2 | 出身学科等の課程認定が同一の学校種・異なる教科の認定大学の場合 | ・出身大学（学部・学科等）で修得した教職に関する科目（教科の指導法を除く）の単位を使用し、不足単位を転入先大学で修得。　　　　又は・免許法施行規則第10条の7適用により認定（平成10年7月1日以降認定可） |
| 3 | 出身学科等の課程認定が異なる学校種・異なる教科の認定大学の場合 |
| 4 | 出身学科等が認定課程を有しない大学の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
| 5 | 同一大学内で、認定課程を有しない学科等の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
| ★「転入学」とは、学生が大学から他の大学へ異動すること全般を表し、大学を卒業した者が他の大学の途中年次に入学するものも含む（法令上の規定はない）。★施行規則第10条の7の規定は、同一大学内での転学部・転学科の場合は適用できない（09/2/10，16/12/23文科省回答） |
| 短期大学 | 6 | 出身学科等が同一教科の課程認定で、中学校ニ種免許状を有する場合 | ・免許法施行規則第10条の6適用又は・免許法施行規則第10条の7適用中ニ種免の最低修得単位数を（教職21・教科10・教科又は教職に関する科目4）を上限として認定（平成10年7月1日以降認定可） | ・免許法施行規則第10条の7適用中ニ種免の最低修得単位数を（教職21・教科10・教科又は教職に関する科目4）を上限として認定（平成10年7月1日以降認定可） |
| 7 | 出身学科等が同一教科の課程認定で、中学校ニ種免許状の所要資格を得ている場合 |
| 8 | 出身学科等が同一教科の課程認定で、教職・教科の一部の単位を修得している場合 |
| 9 | 出身学科等が異なる教科の課程認定で、中学校ニ種免許状あるいは同所要資格を得ている場合。または、教職・教科の一部を修得している場合 |  |
| 10 | 出身学科等が認定課程を有しない場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
|  |
| その他 | 11 | ①高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）②短大専攻科③高等専門学校（第4学年及び第5学年に係る課程に限る。）④高等専門学校専攻科⑤専修学校の専門課程（学校教育法第132条に規定するものに限る。）の場合　※ | 認定不可 | ②④5単位を限度として認定可①③⑤10単位を限度として認定可 | 認定不可 | ②④5単位を限度として認定可①③⑤10単位を限度として認定可 |

★「編入学」とは、短大・高専等を卒業し大学の途中年次に入学すること（学校教育法第108条第7項、第122条、第132条）。

※平成28年4月1日以降認定可。

入学前の既修得単位の取扱いについて【平成28年改正法下での取り扱い】

|  |  |
| --- | --- |
| 免 許 状 の 種 類事例（取得希望教科に対し） | 平成29年改正免許法施行規則（平成31年4月1日以降） |
| 中学校教諭一種免許状 | 高等学校教諭一種免許状 |
| 旧教職に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 旧教職に関する科目 | 教科に関する専門的事項 |
| 大学 | 1 | 出身学科等が同一の学校種・教科の認定大学の場合 | ・出身大学の単位を使用し、不足分を転入先大学により補う 又は・免許法施行規則第10条の3適用により認定 |
| 2 | 出身学科等が同一の学校種・異なる教科の認定大学の場合 | ・出身大学（学部・学科等）で修得した教職に関する科目（教科の指導法を除く）の単位を使用し、不足単位を転入先大学で修得。又は・免許法施行規則第10条の3適用により認定 |
| 3 | 出身学科等が異なる学校種・異なる教科の認定大学の場合 |
| 4 | 出身学科等が認定課程を有しない大学の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
| 5 | 同一大学内で、認定課程を有しない学科等の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
| ★「転入学」とは、学生が大学から他の大学へ異動すること全般を表し、大学を卒業した者が他の大学の途中年次に入学するものも含む（法令上の規定はない）。★施行規則第10条の7の規定は、同一大学内での転学部・転学科の場合は適用できない（09/2/10，16/12/23文科省回答） |
| 短期大学 | 6 | 出身短大の学科等が同一教科の認定短大で、中学校ニ種免許状を有する場合 | ・免許法施行規則第10条の2適用 又は・免許法施行規則第10条の3適用中ニ種免の最低修得単位数（35単位）を上限として認定 | ・免許法施行規則第10条の3適用中ニ種免の最低修得単位数（35単位）を上限として認定 |
| 7 | 出身短大の学科等が同一教科の認定短大で、中学校ニ種免許状の所要資格を得ている場合 |
| 8 | 出身短大の学科等が同一教科の認定短大で、教職・教科の一部の単位を修得している場合 |
| 9 | 出身短大の学科等が異なる教科の認定短大で、中学校ニ種免許状あるいは同所要資格を得ている場合。または、教職・教科の一部を修得している場合 |  |
| 10 | 出身短大（学科）が認定課程を有しない短大の場合 | 認定不可 | 認定可 | 認定不可 | 認定可 |
|  |
| その他 | 11 | ①高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）②短大専攻科③高等専門学校（第4学年及び第5学年に係る課程に限る。）④高等専門学校専攻科⑤専修学校の専門課程（学校教育法第132条に規定するものに限る。）の場合 | 認定不可 | ②④5単位を限度として認定可①③⑤10単位を限度として認定可 | 認定不可 | ②④5単位を限度として認定可①③⑤10単位を限度として認定可 |

★「編入学」とは、短大・高専等を卒業し大学の途中年次に入学すること（学校教育法第108条第7項、第122条、第132条）。

既修得単位の認定等に関する免許法及び免許法施行規則の規定（改正通知文添付の新旧対照表から抜粋）

１．免許法施行規則

（1）第10条の2（新規則は平成31年4月1日施行。ただし、10条の2第1項及び第3項は平成29年11月17日施行。）

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則 | 旧規則 |
| 第10条の2　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。 | 第10条の6　幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。 |
| 2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第3項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第3項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。 | 2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則 | 旧規則 |
| 3　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。〈第4項・第5項　略〉 | 3　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。〈第4項・第5項　略〉 |
|  |  |

（2）第10条の3

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則（平成31年4月1日施行） | 旧規則 |
| 第10条の3　認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。 | 第10条の7　認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第16条第1項又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第2条から第6条、第7条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。 |
| 2　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条第1項、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条第1項又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。 | 2　免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第14条又は専門職大学院設置基準第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。 |

（3）第66条の7

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則（平成31年4月1日施行） | 旧規則 |
| 第66条の7　免許法別表第1備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。 | 第66条の7　免許法別表第1備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。 |
|  | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |  |
| 課程 | 免許状の種類 | 単位数 |
| 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。） | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 10 |
| 短期大学の専攻科 | 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状 | 2 |
| 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 5 |
| 高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。） | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 10 |
| 高等専門学校の専攻科 | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 5 |
| 専修学校の専門課程（学校教育法第132条に規定するものに限る。） | 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状 | 10 |
|  |

２．免許法（別表第1備考第5号ロ）

|  |  |
| --- | --- |
| 新法（平成31年4月1日施行） | 旧法 |
| 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの | 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。イ　文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの |